

(第3期) 尾道市LPガス使用事業所支援金

LPガス価格の高騰により経営に影響を受けた、市内でLPガスを使用している中小企業者等に対して、影響の緩和を図り、事業の継続を支援します。

◇申請期間

令和7年10月6日(月)～12月5日(金) 消印有効

◇支援対象者

市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等(個人事業主を含む)であって、以下の要件を全て満たすもの。

①市内の事業所における令和7年4月から9月までの任意の3か月における1か月当たりのLPガス平均使用量が10立方メートルを超える者であって、かつ、引き続き市内で事業継続の意思がある者。

②代表者、従業員等が尾道市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者。

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者でない者。

※政治団体及び宗教上の組織・団体等は対象外です。

※LPガスとは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。

※今回の支援金では都市ガスは対象外です。

◇支援金額等(100円未満は切り捨て)

令和7年4月から9月までの任意の3か月における、1か月当たりのLPガス平均使用量に、15円を乗じた額の6か月分の金額

(ただし、広島県が実施するLPガス料金高騰対策支援事業における値引き分(1契約当たり450円分)を控除した金額を支給する。)

※対象期間の月の考え方は、ガス会社が〇〇月分と定める月とします。

※平均使用量は10,000m³を上限とします。

※予算の上限を超える場合は、予算の範囲内で按分し、支援金額を調整します。

【支援金額計算例】(LPガス平均使用量が100m³の場合)

LPガス平均使用量100m³/月 × 15円 × 6か月 = 9,000円

9,000円 - 450円(広島県支援金分) = 8,550円 → **8,500円**

※1か月当たりの平均使用量が10m³以下の場合、支援金の対象となりません。